

## 修正の概要

前回の修正（令和4年3月）からの国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正を行うもの。

## 修正の主なもの

**1 原子力災害対策指針の改正（令和4年4月）を踏まえた修正****（1）原子力災害医療を担う各機関の役割の明確化**

- ・原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターの役割を明確化

**2 防災基本計画の修正（令和4年6月）及び原子力災害対策指針の改正（令和4年7月）を踏まえた修正****（1）放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲の明確化**

- ・原子力災害時に放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲を、「被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者」とした。

**（2）被ばく線量管理及び健康管理**

- ・県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に配慮するものとした。
- ・県は、民間事業者等に被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、民間事業者等が実施する被ばく線量管理や健康管理について支援するものとした。

**（3）放射線防護に関する指標**

- ・被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の放射線防護に係る指標の設定について、平時の放射線業務従事者や緊急作業に従事する者の被ばく線量の上限を参考とすることとした。
- ・県から被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された民間事業者等は、県と協議して放射線防護に係る指標を定めることができるものとした。

**（4）防護資機材の整備要件等**

- ・県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県又は県が活動を要請した民間事業者等の防災業務関係者の防護資機材の整備主体となるものとした。
- ・県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、県又は県が活動を要請した民間事業者等の防災業務関係者に対し、防護資機材の装着・携行及び安定ヨウ素剤の服用等を指示し、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該防災業務関係者の安全確保を図るものとした。